

印鑑登録の代理人申請について…

代理人が印鑑登録・カードの紛失・印鑑の紛失・改印の手続きをされるには代理人選任届が必要です。必ず登録する本人が書いて登録する印鑑を押印してください。

① 代理人による申請

代理人選任届・登録する印鑑・代理人の印鑑を持ってお越しください。申請書を書いていただきます。

② 照会書の郵送

その後、登録される本人あてに照会書を転送不可郵便で郵送いたします。照会書の回答書欄に必要事項を本人が記入し、登録する印鑑を押印してください。なお、照会書は発送した日から30日を過ぎると無効になりますのでご注意ください。

③ カードの交付

代理人は、照会書（回答書）・登録される印鑑・代理人の印鑑・登録される方の身分証明書（原本）・代理人の身分証明書（原本）を持って窓口にお越しください。

照会書をお持ちいただいた際に、登録者本人と代理人両方の本人確認をさせていただきますので登録される方と代理人の身分証明書（運転免許証・パスポート・保険証など）の原本（※コピー不可）をお持ちください。これで登録が完了し、印鑑登録カードを交付いたします。

【お問合せ先】

市民安全環 戸籍係 電話：0795-82-1001

春日支所 支所係 電話：0795-88-5130

柏原支所 支所係 電話：0795-72-0544

青垣支所 支所係 電話：0795-87-1001

山南支所 支所係 電話：0795-77-0240

市島支所 支所係 電話：0795-85-1001